

広島市告示第508号

令和7年11月17日

広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第6条の規定に基づき、令和7年11月12日付け広島市告示第505号の「1 休止する駐車場及び期間」を次のとおり改正します。

広島市長 松井一實

駐車場名	区画数	休止する期間
広島市市営鶴見町第一駐車場	16区画	令和7年11月16日（日）午後5時から 同月18日（火）午後5時まで
広島市市営鶴見町第二駐車場	12区画	令和7年11月16日（日）午後5時から 同月19日（水）午後5時まで